

第1号様式(第10条関係)

令和4年4月28日

沖縄県議会議長 殿

会派名 日本共産党沖縄県議会議員団

代表者名 渡久地 修



○
令和3年度政務活動費に係る收支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和3年度政務活動費収支報告書を提出します。



令和3年度 政務活動費収支報告書

会派名 日本共産党沖縄県議会議員団

1 収 入 政務活動費 8,400,000 円

2 支 出

(単位:円)

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費	3,000	勉強会講師料
広聴広報費	1,490,680	議会報告印刷代・郵送代
要請陳情等活動費		
会議費	14,987	会議の際の飲料代
資料作成費		
資料購入費	126,321	新聞、書籍、情報誌等購読料
事務費	1,258,130	複合機リース料・カウンター料、パーテーション、文具類、NHK受信料、電話代、ウイルスバスター更新料、LANルータ
人件費	3,759,010	事務員給与等
合計	6,652,128	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 1,747,872 円

統一樣式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分

研修費

年月日： 2021年(R3) 7月28日

研修費

充当額： ¥3,000

内容： 与党会派議員勉強会の講師料

「辺野古サンゴ移植取消訴訟最高裁における2裁判官反対意見の意義と今後の取り組み」

参加者： ていーだ平和ネット、立憲おきなわ、おきなわ、南風、日本共産党沖縄県議団
各会派議員

領 収 証

No. _____

ていーだ平和ネット
他 4会派

様

2021年7月28日

¥ 10,000.-

但 講師料として

上記正に領収いたしました

内 訳
現 金
小 切 手 /
手 形 /
消 費 税 領 (%)

[REDACTED]

加藤裕

(講師料内訳)

ていーだ平和ネット	4,000円	おきなわ	1,000円
日本共産党沖縄県議団	3,000円	南風	1,000円
立憲おきなわ	1,000円		

研修費

2021年7月20日

与党県議各位

ていーだ平和ネット
会派長 瑞慶覧 功

辺野古新基地におけるサンゴ特別採捕許可申請を巡り、農水大臣が県に許可するよう是正指示したことは国の違法な関与であるとして、県は取り消しを求めました。その訴訟で最高裁判所裁判官2人が県の主張を認める反対意見を述べたことは画期的であったといえます。

そこで、下記のとおり勉強会を開催します。お忙しいとは思いますがご参加ください。

記

「辺野古サンゴ移植取消訴訟最高裁における
2裁判官反対意見の意義と今後の取り組み」（勉強会）
講師：加藤 裕 弁護士

1. 日時 7月28日（水）14時（1時間程度）
2. 場所 県議会棟4階執行部控室

研修費

言渡	令和3年7月6日
交付	令和3年7月6日
裁判所書記官	

令和3年(行ヒ)第76号

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の福岡高等裁判所那覇支部令和2年(行ケ)第1号地方自治法251条の5に基づく違法な国の関与(是正の指示)の取消請求事件について、同裁判所が令和3年2月3日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

第1 事案の概要等

1 沖縄防衛局は、普天間飛行場の代替施設を沖縄県名護市辺野古沿岸域に設置するための公有水面の埋立て(以下「本件埋立事業」という。)に関し、沖縄県漁業調整規則(昭和47年沖縄県規則第143号。令和2年沖縄県規則第53号による改正前のもの。以下「本件規則」という。)41条に基づき、上告人に対し、埋立区域内に生息する造礁さんご類を埋立区域外に移植することを内容とする採捕の許可を求める2件の申請(以下「本件各申請」という。)をしたが、上告人は何らの処分もしなかった。被上告人は、本件各申請を許可する旨の処分(以下「本件各許可処分」という。)をしない沖縄県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反するなどとして、同県に対し、地方自治法245条の7第1項に基づき、本件各許可処分をするよう求める是正の指示(以下「本件指示」という。)をした。

本件は、上告人が、本件指示は違法な国の関与に当たると主張して、地方自治法251条の5第1項に基づき、被上告人を相手に、本件指示の取消しを求める事案

である。原審は、上記法定受託事務の処理が法令の規定に違反し、本件指示は適法であるとして、上告人の請求を棄却した。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1)ア 漁業法（平成30年法律第95号による改正前のもの。以下同じ。）65条2項1号は、都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止に関して必要な規則を定めることができる旨を規定する。水産資源保護法（平成30年法律第95号による改正前のもの。以下同じ。）4条2項1号は、都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止に関して、規則を定めができる旨を規定する（以下、上記の各規定を併せて「漁業法65条2項1号等」といい、漁業法及び水産資源保護法を併せて「漁業法等」という。）。

漁業法65条2項1号等により都道府県が処理することとされている事務は、法定受託事務である（地方自治法2条9項1号、漁業法137条の3第1項1号、水産資源保護法35条）。

イ 本件規則は、漁業法等その他漁業に関する法令とあいまって、沖縄県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図ること等を目的とするものである（1条）。本件規則は、造礁さんご類を採捕してはならない旨を規定するが（33条2項）、試験研究等のための水産動植物の採捕に係る知事の許可（以下「特別採捕許可」という。）を受けた者が行う当該試験研究等については、同項の規定を適用しないものとしている（41条1項）。同条2項は、特別採捕許可を受けようとする者は、所定の申請書を知事に提出しなければならない旨を規定する。

沖縄県知事は、特別採捕許可の申請について、標準処理期間（行政手続法6条）を45日と定めるとともに、申請内容に必要性と妥当性が認められこと等を内容とする審査基準（同法5条。以下、同審査基準を「本件審査基準」という。）を定めた上、これらを公にしている。

(2) さんご類は、さんご礁の形成に不可欠な役割を果たすとともに、漁業の対象

となる生物の生息場所等として機能し、周辺の水産資源の保護、漁場の形成等の点で重要な役割を果たしている。さんご類の移植については、移植後の生残率は高くないとされており、沖縄県においては移植から4年後の生残率が20%以下というデータもある。

(3) 国は、アメリカ合衆国軍隊が使用する沖縄県宜野湾市所在の普天間飛行場につき、同国との間で、一定の措置を講じた後に返還される旨を合意し、その後、同飛行場の代替施設を名護市辺野古沿岸域に設置することとした。

(4) 沖縄防衛局は、名護市辺野古の辺野古崎地区及びこれに隣接する水域（以下、この水域を「本件水域」という。）に上記代替施設を設置するため、平成25年3月22日、沖縄県知事に対し、本件水域の公有水面の埋立て（本件埋立事業）の承認を求めて、公有水面埋立承認願書を提出した（以下、この出願を「本件埋立出願」という。）。同願書に添付された環境保全に関し講ずる措置を記載した図書（以下「本件図書」という。）は、本件埋立事業に係る環境影響評価書（環境影響評価法等に基づいて作成されたもの）を踏まえて作成されたものであるところ、本件図書には、本件水域内に生息するさんご類について、避難措置として適切な場所に移植を行う旨が記載されていた。

当時の沖縄県知事は、本件埋立出願につき、公有水面埋立法4条1項各号の要件に適合すると判断して、平成25年12月27日、同法42条1項に基づく承認（以下「本件埋立承認」という。）をした。

(5) 沖縄防衛局が本件埋立承認の後に実施した土質調査の結果、本件水域のうち辺野古崎の東側部分（以下「大浦湾側」という。）における大半の水域の地盤が軟弱であることが、平成30年頃までに判明した（以下、この水域を「本件軟弱区域」という。）。この結果を受けて、同局は、本件軟弱区域について、本件埋立出願の願書に記載された設計の概要に含まれていない内容の地盤改良工事（以下「本件地盤工事」という。）を追加して行うことを決定した。

(6) 沖縄県副知事は、平成30年8月31日、沖縄県知事の職務代理者の委任に

基づき、沖縄防衛局に対し、上記(5)の事情により本件埋立事業が公有水面埋立法4条1項1号及び2号の各要件に適合していないこと等を理由として、本件埋立承認を取り消した。もっとも、国土交通大臣は、地方自治法255条の2第1項に基づく沖縄防衛局の審査請求を受けて、平成31年4月5日付けで、上記の本件埋立承認の取消しを取り消す旨の裁決をした。

(7)ア 沖縄防衛局は、平成31年4月26日及び令和元年7月22日、上告人に對し、本件埋立事業に係る環境影響評価書に基づく環境保全措置（造礁さんご類の移植技術に関する試験研究）の実施を目的として、大浦湾側に生息する合計約3万9590群体の小型さんご類（以下「本件さんご類」という。）を本件水域外の近隣の水域に移植することを内容とする特別採捕許可の申請（本件各申請）をした。本件さんご類の具体的な生息場所は、本件軟弱区域外の護岸造成工事（以下「本件護岸工事」という。）が予定されている箇所又はその近辺に限られている。

イ 上告人は、本件各申請について、本件審査基準にいう申請内容の必要性及び妥当性があるか否かを判断することができないなどとして、特別採捕許可の申請に係る標準処理期間を経過した後も何らの処分もしていない。

ウ 漁業法等を所管する大臣である被上告人は、本件各許可処分をしない沖縄県の法定受託事務の処理が、漁業法65条2項1号等に違反するなどとして、令和2年2月28日付けで、同県に対し、地方自治法245条の7第1項に基づき、7日以内に本件各許可処分をするよう求める本件指示をした。

(8) 沖縄防衛局は、令和2年4月21日付けで、沖縄県知事に対し、公有水面埋立法42条3項において準用する同法13条ノ2第1項に基づき、本件埋立事業に係る設計の概要について、本件地盤工事を追加する旨の変更の承認の申請（以下「本件変更申請」という。）をした。

(9) 上告人は、本件指示に不服があるとして、令和2年3月30日付けで、国地方係争処理委員会に対し、地方自治法250条の13第1項に基づく審査の申出をしたが、同年6月19日付けで、本件指示が違法でないと認める旨の審査の結果の

通知を受けた。上告人は、これに不服があるとして、同年7月22日、同法251条の5第1項1号に基づき、本件訴えを提起した。

第2 上告代理人加藤裕ほかの上告受理申立て理由第2点について

1 所論は、仮に沖縄県知事の特別採捕許可をしない対応に瑕疵があるとしても、本件規則という都道府県規則に違反するにとどまり、漁業法65条2項1号等の法令には違反しないから、地方自治法245条の7第1項所定の法令違反が成立する余地はないというものである。

2(1) 地方自治法245条の7第1項は、国家行政組織法5条1項に規定する各省大臣等は、所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のために講すべき措置に関し、必要な指示をすることができる旨を規定する。そして、前記第1の2(1)のとおり、漁業法65条2項1号等により都道府県が処理することとされている事務は法定受託事務に該当するところ、漁業法65条2項1号等においては、都道府県知事は、漁業調整や水産資源の保護培養のため、水産動植物の採捕の制限又は禁止に関して必要な規則を定めることができる旨が規定されている。

漁業法65条2項1号等の趣旨を検討すると、海その他の公共の用に供する水面については、水産資源の保護培養を図るとともに（水産資源保護法1条），その総合的な利用により漁業生産力を発展させるため（漁業法1条），本来、広域的な水産資源の適正な管理につき責務を有する国において、その利用を制限し又は禁止する措置等を講ずる必要がある。もっとも、都道府県の区域ごとに講すべき措置については、その内容を一律に規定することが困難であり、また、具体的な事情に応じて隨時変更することを要するものが多いという性質があるため、漁業法65条2項1号等は、当該措置に関する規定を都道府県知事の定める規則に委ねることとしたものと解される。そうすると、漁業法65条2項1号等は、都道府県知事が、規則を定めるに当たり、水産資源の保護等に関する専門技術的な知見を踏まえ、個別具

体的な事情に即した妥当な措置がされることを確保するため、当該措置を個別の事案ごとに行政府の裁量判断に委ねることを予定しているということができる。

このように、漁業法等に係る都道府県の法定受託事務の処理について定める漁業法65条2項1号等は、都道府県知事の定める規則及びこれに基づく行政庁の個別具体的な措置の双方により、前記の漁業法等の目的に従って水産動植物の採捕を制限し又は禁止することとする趣旨の規定であると解される。

(2) 本件規則は、漁業法等その他漁業に関する法令とあいまって、沖縄県における水産資源の保護培養、漁業調整等を図ることを目的とし(1条)、造礁さんご類の採捕を全面的に禁止しつつ(33条2項)、知事から個別の特別採捕許可を受けた者が行う試験研究等に限り、その禁止を例外的に解除することとしている(41条1項)。

上記の特別採捕許可に関する判断は、本件規則41条1項の文言に加えて、上記(1)で述べた漁業法65条2項1号等の趣旨からすれば、水産資源の保護等に関する専門技術的な知見を踏まえて、当該申請に関する諸般の事情を総合的に考慮するとともに、漁業法等の目的等を勘案した知事の裁量に委ねられているが、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められるときは、本件規則41条1項に違反するとともに、漁業法65条2項1号等にも違反することとなると解するものが相当である。

3 したがって、本件規則41条1項に基づく特別採捕許可に関する沖縄県知事の判断は、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められる場合には、地方自治法245条の7第1項所定の法令の規定に違反していると認められるものに該当するということができる。所論の点に関する原審の判断は、以上の趣旨をいうものとして、是認することができる。

第3 上告代理人加藤裕ほかの上告受理申立て理由第1点(ただし、排除されたものを除く。)について

1 原審は、本件指示の時点で上告人が本件各許可処分をしていないことが、漁

業法65条2項1号等に違反するから、本件指示は適法であると判断した。所論は、この上告人の対応は、本件各申請の内容に本件審査基準にいう必要性を認めることができないことによるのであって、上記の規定に違反するものではないから、原審の上記判断には法令の解釈適用の誤りがあるというものである。

2 前記第2によれば、被上告人は、上告人において本件規則41条1項に基づき本件各許可処分をしないことが裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められるのでなければ、沖縄県に対し、この法定受託事務の処理が漁業法65条2項1号等の規定に違反していることを理由に、地方自治法245条の7第1項に基づき本件各許可処分をすべき旨の指示をすることができないものと解される。

そして、前記第2の2(1)で述べた漁業法65条2項1号等の趣旨等を考慮すると、本件規則41条1項に基づく特別採捕許可に関する知事の判断は、これが裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、重要な事実の基礎を欠く場合、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認めるのが相当である。

3 本件各申請の内容の必要性に関する判断の適否を検討するに当たっては、前提として、沖縄防衛局において本件埋立事業のうち本件軟弱区域外の護岸造成工事（本件護岸工事）を適法に行うことができたかが問題となる。

公有水面の埋立て（以下、単に「埋立て」という。）のうち国が行うものについては、公有水面埋立法上、これを実施する官庁において、設計の概要等の所定の事項を記載した願書を都道府県知事に提出し（同法42条3項において準用する同法2条2項），その承認を受けるべきであるところ（同法42条1項），都道府県知事は、同法4条1項各号の要件に適合すると認める場合を除いては、この承認をすることができないとされている（同法42条3項において準用する同法4条1項）。その趣旨は、公有水面を所有する国（同法1条1項）による埋立てであっても、環境保全上の問題を含め、埋立てにより周囲に生ずる支障の有無等について

は、その地域の実情に通じた都道府県知事の審査を経るのが適当と考えられること等にある。そうすると、国の官庁は、都道府県知事の承認を受けて初めて、埋立てを適法に実施し得る地位を得るものと解される。

また、国が行う埋立てに係る設計の概要の変更について、都道府県知事は、正当の事由があると認めるときは、承認をした埋立てに関して設計の概要の変更の承認（以下「変更承認」という。）をすることができ、変更承認に関して公有水面埋立法4条1項の規定を準用するとされている（同法42条3項において準用する同法13条ノ2）。このような同法の規定に加えて、上記のような同法42条1項に基づく承認の効果に照らすと、国の官庁は、変更後の設計の概要による埋立てについては、変更承認を受けて初めて適法に実施し得る地位を得るのであって、変更承認がされるまでは工事に着手することができないものと解される。

もつとも、公有水面埋立法上、国の官庁が埋立ての承認を受けた後に設計の概要を変更する必要が生じた場合に、当該承認に基づく工事を中断すべき旨の規定は設けられていない。したがって、この場合において、当該官庁は、変更承認を受けていない段階であっても、当該変更に関する部分に含まれない範囲の工事については、特段の事情のない限り、当初の願書に記載された設計の概要に基づいて適法に実施し得る地位を有しているものと解される。

これを本件についてみると、前記第1の2(5)のとおり、本件指示の時点では、本件埋立承認がされていた一方で、本件軟弱区域について本件埋立出願の願書に記載された設計の概要に含まれていない内容の本件地盤工事を追加して行う必要があることが判明していたが、上記特段の事情があったことはうかがわれない。そうすると、沖縄防衛局は、公有水面埋立法上、本件埋立事業のうち本件軟弱区域外における埋立てに関する工事である本件護岸工事を適法に実施し得る地位を有していたということができる。

4 以上を踏まえ、本件指示の時点で本件各申請の内容に必要性を認めることができないとした上告人の判断について、その適否を検討する。

上告人は、本件さんご類の特別採捕許可に関する裁量権を行使するに当たり、前記の必要性があると認められるためには、本件さんご類の一定割合の死滅を伴うことが予想される移植を正当化し得る事情として、普天間飛行場の代替施設の設置という本件埋立事業の目的が達成される見込みがあることを要するとした上で、本件埋立事業の埋立区域の相当部分に本件地盤工事を実施することが必要であり、本件指示の時点では、この工事を追加する旨の本件変更申請すらされていなかつたため、上記見込みがあると認めるることはできないという考慮に基づき、前記の判断をしたことがうかがわれる。

しかしながら、前記3のとおり、沖縄防衛局は、公有水面埋立法上、本件護岸工事を適法に実施し得る地位を有していたところ、前記第1の2(7)のとおり、本件各申請の対象である本件さんご類は、この工事の予定箇所又はその近辺に生息していたというのである。そうすると、本件さんご類は適法に実施し得る本件護岸工事により死滅するおそれがあった以上、水産資源の保護培養を図るとともに漁業生産力を発展させるという漁業法等の目的を実現するためには、本件さんご類を避難させるべく本件水域外の水域に移植する必要があったというほかはない。

前記第1の2(4)によれば、本件図書を添付してされた本件埋立出願は、本件埋立承認により、環境保全等につき十分配慮されたものであることという公有水面埋立法4条1項2号の要件に適合すると判断されており、その設計の概要に含まれる本件護岸工事の実施は、本件図書に適合する妥当な環境保全措置が採られる限り、水産資源の保護培養等を図るという漁業法等の目的にも沿うものということができる。そして、前記第1の2(7)のとおり、本件各申請の目的は、本件図書の根拠とされた環境影響評価書に基づく環境保全措置の実施にあったというのである。したがって、前記の上告人の判断は、上記のような本件護岸工事を事実上停止させ、これを適法に実施し得る沖縄防衛局の地位を侵害するという不合理な結果を招来するものというべきである。

以上によれば、前記の上告人の判断は、当然考慮すべき事項を十分に考慮してい

ない一方で、考慮すべきでない事項を考慮した結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものというべきである。

5 したがって、本件指示の時点で、上告人において本件各申請の内容に必要性を認めることができないと判断したことは、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められる。所論の点に関する原審の判断は、以上の趣旨をいうものとして、是認することができる。

第4 結論

以上によれば、論旨はいずれも採用することができない。なお、その余の上告受理申立て理由は、上告受理の決定において排除された。

よって、裁判官宇賀克也、同宮崎裕子の各反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官宇賀克也の反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見と異なり、本件で上告人が是正の指示の時点で、本件各申請に対して本件各許可処分をしなかったことが、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用として違法であるとはいえないと考える。その理由は、以下のとおりである。

公有水面埋立法に基づく承認がなされた場合、その処分に無効の瑕疵がある場合を除き、事業者は、承認を受けた設計の概要に従って工事を行い当該埋立事業を完成させる法的地位を有する。しかし、海底等の情報が不確実な段階で審査がなされることも想定されるから、同法に基づく承認の要件は、承認の時点で確実に判断することが困難な内容を含むいわゆる将来予測型情勢判断とならざるを得ない。そのため、設計の概要の変更が制度上予定されている（同法13条ノ2、42条）。

設計の概要に従った工事を行って当該埋立事業を完成させることができないことが客観的に明白であるという特段の事情がある場合には、設計の概要の変更が必要になる。本件では、沖縄防衛局が実施設計のための海底地盤調査を行ったところ、設計の概要の前提とされた土質と異なり、設計の概要に従った工事を実施した場合、埋立ての安全性が認められないことが客観的に明らかになり、同局もこのこと

を認めている。

本件では、是正の指示がなされた時点では、変更承認の申請はなされていなかつた。変更が客観的に見ておよそ実現不可能な場合には、当該埋立ての目的は実現できないことになり、埋立工事の続行は許されるべきではなく、当初の承認は撤回されるべきであろう。本件の場合には、是正の指示の時点において、変更が客観的に見ておよそ実現不可能とまではいい切れず、本件地盤工事の対象区域外にある本件さんご類の移植のための特別採捕許可を申請することが、そもそも許されないとまではいえないように思われる。

しかしながら、以下の理由から、本件指示の時点において、上告人が、本件各許可処分をしなかつたことに裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったとはいえないと考えられる。

公共事業を行うに当たり、複数の法令に基づく異なる許認可等を受ける必要があることは、きわめて一般的なことである。行政手続法11条2項、環境影響評価法33条2項は、かかる場合があることを前提にした規定である。そして、それぞれの許認可等の許否を判断するに当たっては、それぞれの制度の目的を踏まえて、各法令における許認可等の要件該当性を判断することになり、その結果、同一の公共事業について、ある法令に基づく許認可等は与えられても、他の法令に基づく許認可等は与えられないという結果になることも当然あり得ることになる。本件においても、公有水面埋立法に基づく承認がなされているとしても、特別採捕許可の申請の許否の判断においては、漁業法等その他漁業に関する法令とあいまって、沖縄県における水産資源の保護培養、漁業調整等を図ることという本件規則1条の目的を踏まえる必要がある。

本件各申請に係るさんご類は、本件軟弱区域の範囲外に存在する。しかし、本件軟弱区域の箇所が大浦湾側の埋立事業全体のわずかな部分であり、その部分を除いて工事を完成させても埋立事業の目的の実現に支障がないというわけではない。本件では、大浦湾側の大半に軟弱地盤が存在している。したがって、本件変更申請が

不承認になった場合、本件各申請に係るさんご類の生息箇所のみの工事は無意味になるといわざるを得ない。他方において、さんご類の移植は極めて困難で、移植を行っても大半のさんご類が死滅することに鑑みれば、さんご類の移植は、それ 자체として見れば、さんご類に重大かつ不可逆的な被害を生じさせる蓋然性が高い行為といつても過言ではない。このことに鑑みると、本件各許可処分を行うべきといえるためには、本件さんご類の移植を基礎付ける大浦湾側の埋立事業が実施される相当程度の蓋然性があることが前提となると考えられる。本件変更申請が拒否されることになれば、本件さんご類の移植は無駄になるばかりか、移植されたさんご類の生残率は高くないこと等から、水産資源の保護培養という水産資源保護法の目的に反することになってしまうと考えられる。したがって、本件各申請を受けた上告人が、本件護岸工事という特定の工事のみに着目して本件各申請の是非を判断すれば、「木を見て森を見ず」の弊に陥り、特別採捕許可の制度が設けられた趣旨に反する結果を招かざるを得ないと思われる。

すなわち、本件各申請に対する判断をするに当たり、本件変更申請が承認される蓋然性は、要考慮事項であり、その点を考慮することなく申請の許否を判断すれば、考慮すべき事項を考慮しなかった考慮不尽となり、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用となってしまうと考えられる。

本件指示の時点においては、設計の概要の変更承認の申請はなされていなかった。しかも、原審の確定事実によれば、約6ヘクタールにわたる軟弱地盤の改良工事のためには、当初の設計の概要に比べて約6倍の量の砂を使用して、深度約70メートルまで杭を海底に打ち込まなければならない箇所が存在するなど、きわめて大規模な工事が必要になる。したがって、上告人が、本件指示の時点において、本件各申請を許可すべきか否か判断できないとしたことは、要考慮事項を考慮するための情報が十分に得られなかつたからであり、そのことについて上告人の責に帰すべき事案であるとはいえない。したがって、本件指示の時点において、上告人が本件各許可処分をしなかつたことが裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるとま

ではいえないと考えられる。

このように述べることは、本件指示の時点においては、いまだ変更承認の申請すらなされていなかったので、要考慮事項を考慮できなかったという事情があり、したがって、上告人が本件各申請について、同時点までに許可をしなかつたことに違法性がないというにとどまり、本件変更申請が承認された場合には、特段の事情がない限り、本件各許可処分がされるべきことになると考えられる。

裁判官宮崎裕子の反対意見は、次のとおりである。

私は、宇賀裁判官の反対意見に全面的に同調するが、本件変更申請が承認される蓋然性は本件各申請の是非判断の要考慮事項であると考えるべき理由について補足して述べる。

1 大浦湾側の軟弱地盤が判明した影響

原判決の認定によれば、次のとおり認められる。本件では、本件埋立承認後に大浦湾側における大半の水域に軟弱地盤が存在することが判明し、本件地盤工事を実施しなければ、大浦湾側の埋立てについて所定の安全性を確保できないことが明らかになった。本件地盤工事は、本件埋立出願の願書に記載された設計の概要（以下「当初の設計の概要」という。）に全く含まれていなかった地盤改良工事であるから、公有水面埋立法42条3項において準用する同法13条ノ2第1項に基づき、当初の設計の概要に本件地盤工事を追加する旨の変更承認を受けない限り、この埋立てを施行することはできない。その結果、大浦湾側の埋立てについては、本件軟弱区域の埋立工事を実施することが技術的に不可能になるとともに、本件地盤工事を経ない限り所定の安全性を確保できないことが明らかになっていた。そして、本件指示の時点では、変更承認の申請すらされていなかったので、本件軟弱区域の埋立工事を実施できるかどうかは、未だ不確定な状況にあった。

2 本件変更申請が承認される蓋然性は本件各申請の是非判断の要考慮事項であると考えるべき理由について

(1) 本件各申請は、大浦湾側の埋立てのための本件護岸工事を実施するのに伴う

本件さんご類の採捕についてされたものである。沖縄防衛局は、この埋立てについて本件埋立承認を受けており、本件埋立承認は本件指示の時点において有効に存続していたから、本件護岸工事を適法に実施し得る法的地位を有していたと解されることについては私も異議はない。しかしながら、多数意見が、その点を指摘した上で、本件埋立出願は、本件埋立承認により環境保全等につき十分配慮されたものであることという公有水面埋立法4条1項2号の要件（以下「2号要件」という。）に適合すると判断されていることを挙げて、当初の設計の概要に含まれている本件護岸工事の実施は、本件図書に適合する妥当な環境保全措置が採られる限り、漁業法等の目的にも沿うものであると判示している部分には賛成できず、本件護岸工事の実施に伴う本件さんご類の採捕が漁業法等の目的に沿うか否かの判断においては本件変更申請が承認される蓋然性が要考慮事項であると考える。以下、その理由を述べる。

(2) 公有水面埋立法4条1項2号は、その文理上、埋立てのための個々の工事ではなく、「埋立」が2号要件に適合することを求める規定である。本件においては、辺野古崎を挟んで東側（大浦湾側）と南側をまとめて一つの水域（本件水域）とする埋立て（本件埋立事業）について本件埋立承認がなされているが、埋立区域の面積という点では前者が後者よりもかなり広く、埋立ての容積という点でも、（軟弱地盤部分を考慮すると）前者が後者よりも圧倒的に大きいことがうかがわれる。ただし、地形的には、それぞれの区域の埋立てが相互に影響し合う関係はないことがうかがわれる、現に南側の埋立ては、当初の設計の概要に従って施行が進められている。

(3) 軟弱地盤が相当広域にわたって存在していることが認められる大浦湾側の埋立てについては、既に述べたように本件地盤工事を実施しなければ所定の安全性を確保できないことが明らかになっていたというのである。安全性の確保と2号要件中の災害防止への配慮との間には社会通念上関連性があると考えるのが合理的であることを考えると、本件指示の時点においては、大浦湾側の埋立ては上記の要件に

適合しているとはいえないことが強く推認できるといえる。

のみならず、大浦湾側の埋立てについては、埋立て 자체が不確定な状況になっているというのであるから、本件指示の時点では、2号要件適合性の判断の対象たるべき埋立ての特定を欠く状態であったと考えざるを得ない。大浦湾側の埋立てについては、それができるか否かは変更承認が得られるか否かによることは明らかであり、変更承認の申請の審査においては、公有水面埋立法13条ノ2第2項において同法4条1項が準用されるので、申請に係る埋立てについて2号要件適合性が改めて判断されなければならないと解される。本件指示の時点では変更承認の申請すらされていなかったのであるから、結局のところ、変更申請の対象となる「埋立」に含まれる大浦湾側の埋立てが2号要件に適合するか否かは、本件指示の時点では不明であったと考えざるを得ない。

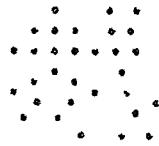
(4) このように考えると、本件指示の時点では、大浦湾側の埋立てが2号要件に適合すると判断した本件埋立承認が形式的には有効に存在しているとしても、その埋立て 자체が不確定な状況になったことにより、かかる判断の対象である埋立ての設計の概要の変更（特に当初の設計の概要には全く含まれていなかった本件地盤工事を大浦湾側の大半において行うという大幅な変更）を余儀なくされ、その埋立てを行うためには変更承認を受ける必要があることが明らかとなっているのであるから、本件埋立承認においてなされた2号要件適合性の判断は実質的には無意味なものになっていると考えざるを得ない。既に述べたとおり2号要件適合性は「埋立」について判断されるのであり、軟弱地盤の存在がある限り、本件護岸工事だけで施行できる（つまり変更承認を受けなければすることができない本件地盤工事なしの）埋立てというものを観念することはできない。

確かに、沖縄防衛局は、本件護岸工事を行うことができる法的地位を有するから、他の法令に違反しない限りは、当該工事を行うことができるとはいえるが、そのような法的地位があるというだけで本件規則による造礁さんご類の採捕禁止の適用除外や特別採捕許可を受けられると解すべき法的根拠は見当たらない。そして、

上記で述べたように、本件埋立承認に係る大浦湾側の埋立て自体が不確定な状況になっている以上、形式的にはともかく、実質的には、本件各申請の時点においても本件指示の時点においても、もはやかかる不確定な埋立てが2号要件に適合していると評価することはできない。

(5) そうすると、本件護岸工事に伴う本件さんご類の採捕が本件規則41条1項の「試験研究等」に該当するか否かの判断においては、通常の場合のように公有水面埋立法42条1項に基づく承認において埋立てが2号要件に適合しているとされた判断が正しいことを所与の前提とすることはできない。なぜならば、本件のように埋立ての承認を受けた後で当初の設計の概要に含まれていた工事の大半の実施が技術的に不可能な状況になったために埋立てが不確定な状況になり、変更承認を受けない限りその埋立てを施行することができないことが明らかになった場合には、埋立ての承認自体は無効にもなっておらず、また、取り消されてもいいとしても、その承認においてなされた2号要件適合性の判断は実質的には無意味なものになっているというべきだからである。以上を踏まえると、その承認に係る設計の概要に含まれていた一部工事の実施に伴う造礁さんご類の採捕に特別採捕許可を与えることがその埋立てに伴う環境保全措置としてなされる「試験研究等」に該当するものとして水産資源の保護培養等を図るという漁業法等の目的にも沿うといえるためには、そもそも本件護岸工事が目的としているはずの埋立てができるといえるか、かかる埋立てが2号要件に適合しているかを、本件規則の目的に照らして実質的に検討する必要がある。

(6) 以上を勘案すると、上記1のような事情の下で、変更承認の申請前になされた本件各申請の審査においては、本件さんご類の採捕が本件埋立承認を受けた埋立てに伴う環境保全措置としての「試験研究等」に当たるか否かは、形式的にではなく実質的になされてこそ初めて漁業法等の趣旨、目的に適うというべきであるから、大浦湾側の軟弱地盤によって生じた埋立ての不確定性が変更承認によって解消され、その埋立てが2号要件に適合すると判断される相当の蓋然性があるか否かに



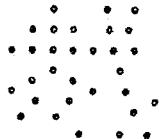
よるといわざるを得ない。そうすると、埋立てができる蓋然性、すなわち、当初の設計の概要の変更について公有水面埋立法42条3項において準用する同法13条ノ2により承認される蓋然性があるかを考慮することは、本件さんご類の採捕が適法な埋立てに伴う環境保全措置と評価できるか否かに直結する重要な考慮事項と考えられることになる。

公有水面埋立法42条1項に基づく承認を受けた埋立てに伴う環境保全措置としての採捕が本件規則41条1項の「試験研究等」に含まれるとする解釈は、かかる埋立てが承認に従って施行できることを前提とした上で2号要件に適合するものと判断されていてこそ妥当なのである。本件のように埋立て自体が不確定な状況となり、埋立てを施行するためには変更承認が必要であることが明らかな場合には、もはや本件埋立承認時になされた2号要件に適合するという判断の実質的な意味は失われたというべきであるから、形式的にかかる判断がなされた本件埋立承認が有効に存在していることだけを理由として、採捕が漁業法等の目的に沿う環境保全措置に該当すると判断することはできない。

(7) 最後に、念のためにいようと、私も、宇賀裁判官の反対意見と同じく、本件変更申請が承認された場合には、特段の事情がない限り、本件各許可処分がされるべきことになると考える。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	林	道	晴
裁判官	戸	倉	三郎
裁判官	宮	崎	裕子
裁判官	宇	賀	克也
裁判官	長	嶺	安政



当事者目録

那霸市泉崎1丁目2番2号

上告人	沖縄県知事	裕城康
同訴訟代理人弁護士	加藤孝和	裕浩宏
	仲西永	和宏
	松宮國	英男

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

被上告人	農林水産大臣	野上浩太郎
同指定代理人	水橋義喜	貴一郎
	橋口喜雄	二郎
	後藤賀田	二一
	古賀田	一惠
	丸井	一志
	小坂本	介一
	坂尾	志清
	松井	利龍
	佐藤	友友
	丹羽	龍友
	横山	友龍
	首藤	勝
	中瀬	敦彦
	漆原	聰彥

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 広聴広報費

年月日：2021年(R3)4月20日

広聴広報費

充当額：¥96,580

内容：たまき武光県議会報告 第10号 印刷代

充当割合：政務活動に活用するため全額充当

領 収 証		No 000106
得意先コード	お得意先名	
	玉城武光 殿	
¥ 96,580		2021年4月20日
但したまき武光県議会報告 8000部 上記金額正に領収致しました。第10号 2021年3月		
内訳	現金	
	小切手	
	銀行振込	
	手形	
	相殺	
	担当者印	取扱者印
あけぼの印刷株式会社 〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 F2 TEL (098) 861-9145 FAX (098) 861-9148		

年月日：2021年（R3）5月11日

広聴広報費

充当額：¥94,500

内容：ニシメ純恵県議活動報告用ハガキ（ハガキ 2021年5月分）

充当割合：政務活動に活用するため全額充当

領收書
西銘純恵 様

[販売]	
通常葉書インク（6.3円）	
63円1,500枚	¥94,500
-----	-----
小計	¥94,500
課税計（10%）	¥0
（内消費税等	¥0）
非課税計	¥94,500
-----	-----
合計	¥94,500
お預り金額	¥100,000
おつり	¥5,500

印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2021年5月11日 9:06
担当：[REDACTED]
発行No. 210511J2837 端N35箱05
連絡先：安謝郵便局
TEL:098-861-2001

年月日：2021年（R3）5月13日

広聴広報費

充当額：¥10,710

内容：ニシメ純恵県議活動報告用ハガキ（ハガキ 2021年5月分）

充当割合：政務活動に活用するため全額充当

領収書
西鉄純恵 様

[販売]	通常葉書インク（6.3円）
63円	170枚
小計	¥10,710
課税計（10%）	¥0
(内消費税等	¥0)
非課税計	¥10,710
合計	¥10,710
お預り金額	¥11,010
おつり	¥300



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2021年5月13日 15:54
担当：[REDACTED]
発行No. 210513J6197 端N67箱05
連絡先：那覇中央郵便局
TEL:0570-005-396

年月日：2021年(R3)5月17日

広聴広報費

充当額：¥4,320

内容：渡久地修県議会報告「沖縄 激化する米軍の訓練、危険な米軍基地の強化」郵送料

充当割合：政務活動に活用するため全額充当

領収書

日本共産党 沖縄県議団様

[別納引受]		
第一種定形外(規格内)	35.0g	
0120	36通	¥4,320
<hr/>		
小計		¥4,320
郵便物引受合計通数	36通	
課税計(10%)	¥4,320	
(内消費税等	¥392)	
非課税計	¥0	
<hr/>		
合計		¥4,320
お預り金額		¥10,000
おつり		¥5,680



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2021年5月17日 16:19
担当：[REDACTED]
発行No. 210517A9602 端N38箱02
連絡先：沖縄県庁内郵便局
TEL:098-866-1120

年月日：2021年(R3)5月27日

広聴広報費

充当額：¥122,222

内容：県議団だより第155号印刷代

充当割合：政務活動に活用するため全額充当

領 収 証

No 000117

得意先コード	お得意先名
	日本政府議会議員会館 殿

2021年5月27日

¥ 122,222



但し議議(付)より2021年5月第155号

上記金額正に領取致しました。久留部 4P.4C

内 訳	現 金	
	小 切 手	
	銀 行 振 込	
	手 形	
	相 殺	

担当者印	取扱者印
	

あけぼの印刷株式会社

〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 F2

TEL (098) 861-9145

FAX (098) 861-9148

年月日：2021年(R3)6月8日

広聴広報費

充当額：¥48,928

内容：県議団だより(臨時号、コロナ対策要請内容報告)印刷代

充当割合：政務活動に活用するため全額充当

領 収 証

No 000129

得意先コード	お得意先名
	日本共産県議団 殿

2021年 6月 8日

¥ 48,928

但し弊社(印) 2021.6/2

上記金額正に領収致しました。7.200部 27.0×28.0cm
IP

内 訳	現 金	
	小 切 手	
	銀 行 振 込	
	手 形	
	相 殺	

担当者印	取扱者印
(印)	(印)

あけぼの印刷株式会社

〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 F2

TEL (098) 861-9145

FAX (098) 861-9148

年月日：2021年(R3)8月20日

広聴広報費

充当額：¥122,222

内容：県議団だより第156号印刷代

充当割合：政務活動に活用するため全額充当

領 収 証

No. 000183

得意先コード	お得意先名
	日本共産党県議団 殿

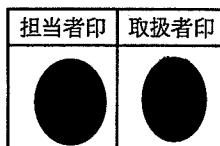
2021年8月20日

¥ 122,222



但し県議団だより2021年第156号8月
上記金額正に領収致しました。4P.4C

内 訳	現 金	
	小切手	
	銀行振込	
	手 形	
	相 殺	



あけぼの印刷株式会社

〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17-1F2

TEL (098) 861-9145

FAX (098) 861-9148

年月日：2021年（R3）8月31日

広聴広報費

充当額：¥210,000

内容：県議団だより第156号印刷代

充当割合：政務活動に活用するため全額充当

領 収 証

No 000189

得意先コード	お得意先名
	西野純惠 殿

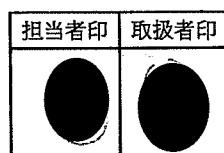
2021年8月31日

¥ 210,000

但し 県議団だより第156号 18000部
上記金額正に領収致しました。2021年8月4P.KC



内 訳	現 金
	小切手
	銀行振込
	手 形
	相 殺



あけぼの印刷株式会社

〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-4-17-2F2

TEL (098) 861-9145

FAX (098) 861-9148

年月日：2021年(R3)9月6日

広聴広報費

充当額：¥67,100

内容：県議団だより 8月号外

「臨時医療施設の早急設置を」コロナ対策の緊急要請

充当割合：政務活動に活用するため全額充当

領 収 証

No 000194

得意先コード	お得意先名
	日本近海漁業議連 殿

2021年9月6日

¥ 67,100

但し 梨嶽(田代)より 2021年8月号外
上記金額正に領収致しました。 7.500割引
A3×294枚



200万

内 訳	現 金	
	小切手	
	銀行振込	
	手 形	
	相 殺	



あけぼの印刷株式会社

〒900-0016 沖縄県那覇市前島3丁目1番2号

TEL (098) 861-9145

FAX (098) 861-9148

年月日：2022年（R4）1月31日

広聴広報費

充当額：¥94,500

内容：ニシメ純恵県議活動報告用ハガキ（ハガキ 2022年1月分）

充当割合：政務活動に活用するため全額充当

領収書

西鉄 純恵 様

[販売]	
通常葉書インク（6.3円）	
63円1,500枚	¥94,500
-----	-----
小計	¥94,500
-----	-----
課税計（10%）	¥0
(内消費税等	¥0)
非課税計	¥94,500
-----	-----
合計	¥94,500
お預り金額	¥100,000
おつり	¥5,500

印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2022年1月31日 12:06
発行No. 220131J8650 端N43箱02
連絡先：那覇新都心郵便局
TEL:098-863-7400

年月日：2022年（R4）2月3日

広聴広報費

充当額：¥18,900

内容：ニシメ純恵県議活動報告用ハガキ（ハガキ 2022年1月分）

充当割合：政務活動に活用するため全額充当

01155

No.

領 収 証

西銘純恵 様

令和4年2月3日

★ ¥18,900-
但 事務用品代金として
上記正に領収いたしました (ハガキ)

現 金	
クレジット	

浦添市勢理客1丁目1番6号
株式会社 善林堂 浦添店
電話 (098) 878-6952
FAX (098) 878-6952

年月日：2022年(R4)2月28日

広聴広報費

充当額：¥115,133

内容：県議団だより 157号

充当可能割合：¥122,222 × 94.2% = ¥115,133

(広報誌充当可能割合確認票を参照)

領 収 証

No 000356

得意先コード	お得意先名
	日本共産沖縄県議団殿

2022年2月28日

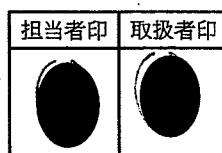
¥ 122,222

但し日本共産沖縄県議団より17.200円

上記金額正に領収致しました。2022年2月3日 157号

270×390cm×4枚

内 訳	現 金	
	小 切 手	
	銀 行 振 込	
	手 形	
	相 殺	



あけぼの印刷株式会社

〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-17-21

TEL (098) 861-9145

FAX (098) 861-9148

年月日：2022年(R4)3月9日

広聴広報費

充当額：¥225,690

内容：県議団だより 157号（瀬長美佐雄議員増刷分）

充当可能割合：¥239,586 × 94.2% = ¥225,690

(広報誌充当可能割合確認票を参照)

領 収 証		No 000364
得意先コード	お得意先名	
	瀬長美佐雄 殿	2022年3月9日
¥ 239,586		 2001
但し県議団だより 24.5回部 上記金額正に領収致しました。2022年3月第157号 239,586 × 94.2% = 225,690		
内訳	現金	
	小切手	
	銀行振込	
	手形	
	相殺	
	担当者印	取扱者印
あけぼの印刷株式会社 〒900-0016 沖縄県那覇市前島3丁目7番2号 TEL (098) 861-9145 FAX (098) 861-9148		

年月日：2022年（R4）3月31日

広聴広報費

充当額：¥70,950

内容：県議団だより号外（「那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書」等への比嘉瑞己議員の討論と意見書報告）印刷代

充当割合：政務活動に活用するため全額充当

領 収 証

No. 000376

得意先コード	お得意先名
	日本共产党議団 殿

2022年3月31日

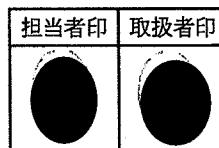
¥ 70,950



但し該領 134×2P 1C 1回 手打 7.5%部

上記金額正に領収致しました。

内訳	現金	
小切手		
銀行振込		
手形		
相殺		



あけぼの印刷株式会社

〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-4-17 TEL
TEL (098) 861-9145
FAX (098) 861-9148

年月日：2022年（R4）3月31日

広聴広報費

充当額：¥188,925

内容：県議団だより号外（2022年度予算編成要望）印刷代

充当割合：政務活動に活用するため全額充当

領 収 証

No. 000375

得意先コード	お得意先名
	日本共産党県議団 殿

2022年3月31日

¥ 188,925



但し 2022年予算編成について要望書
上記金額正に領収致しました。27.2×40.3cm 6P/1C
クレジットカード 1回折

内 現 金	
小切手	
銀行振込	
手 形	
相 殺	

担当者印	取扱者印

あけぼの印刷株式会社

〒900-0016 沖縄県那覇市前島
TEL (098) 861-9145
FAX (098) 861-9148

令和3年度
当初予算で

みんなさんの 願い実現!!

小人数学級(35人)

中2・3年まで実施

党県議団は中学2・3年までの少人数学級実施を求めてきました。必要な教員増員は約180人を見込んでいるとのことです。

中3年生まで 通院費無料化実現

通院費無料化は中学3年生まで拡充されます。窓口無料化の実施に向け、市町村と意見聴取中とのことです。

ちばりよ～!わった～農林 水産業応援プロジェクト事 業2億円

コロナウイルス感染症の影響により需要の低迷している県産農林水産物の消費喚起事業。

安全・安心な沖縄観光受け入れ体制構築実証事業 等5億2千7百万円

観光地の安全・安心を確保するための県内感染症水際対策等。

テニー知事を全力で支援します

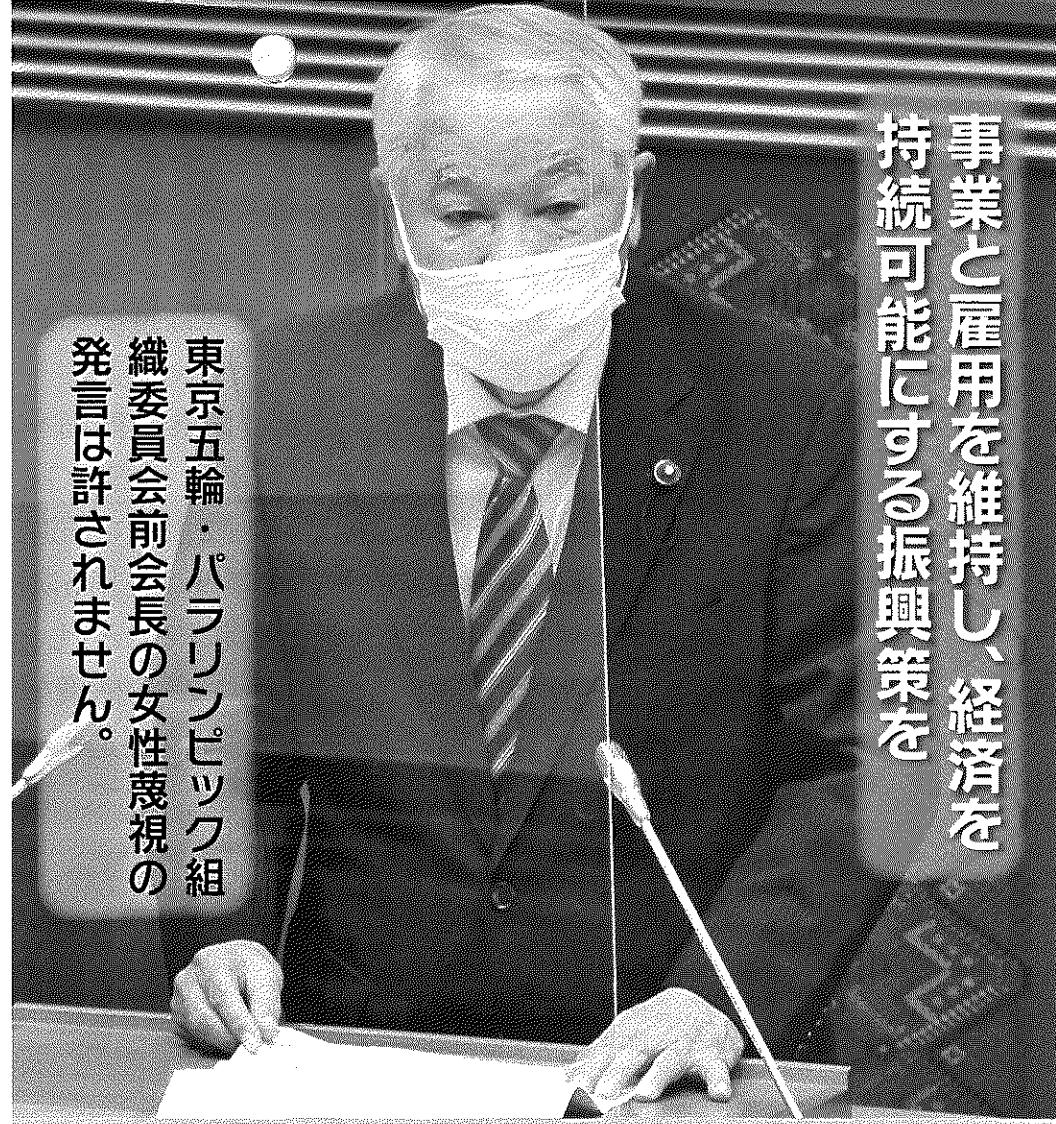
テニー知事は、所信表明の中で「未来を担う子どもたち、若者たちに、平和で真に豊かな沖縄、誇りある沖縄、「新時代沖縄」を託せるよう全力で県政運営に当たる決意」を述べました。

共産党県議団は、オール沖縄のテニー知事を全力で支援していきます。



戦没者の血がしみ込んだ土砂採取に反対
ハンガーストライキを激励する与党県議団

東京五輪・パラリンピック組織委員会前会長の女性蔑視の発言は許されません。



こんにちわ、玉城武光です。日本共産党県議団を代表して質問します。新型コロナウイルス感染症で御亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げます。また、県民の命を守るために、日夜、奮闘されております医療従事者や関係者のみなさんに心から敬意を表します。

たまき武光県議会報告

発行：玉城武光県議相談事務所 南風原町字照屋305-1
第10号 2021年3月 電話 098-998-8510
みなさんのご要望、ご相談もお寄せください。

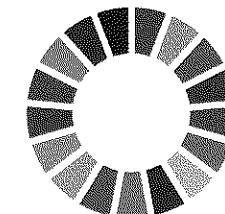
事業と雇用を維持し、経済を
持続可能にする振興策を

個人の尊厳や多様性が尊重される ジェンダー平等の実現は重要



知事一個人の尊厳や多様性が尊重されるジェンダー平等の実現は重要であると考えています。

沖縄県では、男女共同参画計画を策定し、沖縄21世紀ビジョンやSDGsを踏まえた上、全庁体制で計画を推進しているところです。次年度は、第6次男女共同参画計画を策定することとし、女性のスキルアップおネットワーク構築など、女性のスキルアップ形成を促進する取組についても織込み、性別に関わりなく、あらゆる場面において、個性や能力を充分に發揮し、喜びと責任を分かち合う社会の実現に向けて全力で取組んでいきます。



東京五輪・パラリンピック組織委員会 前会長の発言は誠に残念

子ども生活福祉部長一ジェンダー平等の実現については、SDGsにおいても17のゴールの1つに掲げられ、よりよい世界を目指す国際目標のとなっています。男女が対等に意思決定に関わることは非常に重要であることから、県では管理職における女性の登用や審議会等委員への女性の参画促進に取り組んでいるところであります。東京五輪パラリンピック委員会前会長の発言については、誠に残念であります。

非正規労働者、女性、若者の雇用対策を

新型コロナウイルス感染症拡大によって、非正規労働者の立場の弱さが改めて浮き彫りになりました。非正規労働者は、雇用の調整弁とされ真っ先に雇用を打ち切られます。

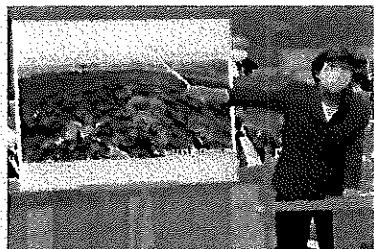
雇用は正社員が当たり前の環境に改善すべきです。非正規労働者、女性、若者にどのような影響が出ていますか。雇用対策について伺います。

県民の雇用と生活を守る 各種施策に全力で取組む

知事一女性や非正規労働者は大変厳しい状況にあると認識しています。また、企業が新卒採用など新規求人を控える状況にあることから、新規学卒者を含む若年者もまた厳しい雇用環境にあると認識しています。

雇用の維持と事業継続を最優先に、雇用助成金の活用促進のほか、求職支援や生活支援等を強化するとともに、旅行需要や地域消費の喚起に資する新たな施策により雇用の受皿となる環境の改善に取り組んでいるところです。引き続き、関係機関と連携しながら県民の雇用と生活を守るための各種施策に全力で取組んでいきます。

商工労働部長一民間機関の調査によると、令和2年の県内企業の休廃業・解散は384件、倒産は34件となっています。県では、最重要課題である事業継続と雇用維持のために、資金繰り支援や融資限定額拡充や雇用調整助成金の上乗せ助成を継続するとともに、幅広い業種で利用可能なハピ・トク沖縄クーポンの発行等の域内需要喚起等を継続実施していきます。



サンゴの海のパネルで一般質問 3/4



辺野古に遺骨混入の土砂を投入するなどハントする具志堅さん 3/1

軍港いらない サンゴの自然の海を残そう
浦添西海岸は後世に残したい自然の宝の海です。
知事には、立ち止まって軍港建設を検討することを
求めました。菅政権は、基地建設をやめて、東京五輪
を中止し、検査の拡大、医療・営業支援、ワクチン接種などコロナ対策に力を尽くすべきです。

自・公政権は高齢者医療費の
2倍化を撤回せよ

自・公政権は高齢者医療費の
2倍化を撤回せよ
めの創設など対策をとり
たいと答弁しました。
で、二十一知事は新振
興計画でも交付金制度
の創設など対策をとり
めの2倍化の撤回を求
め、「口ナ禪での時間短
縮協力金を仕入れ業者
等への拡大、選択的夫
婦別姓の早期実現を求
めました。



予算委員会で賛成
討論する 3/25



なお子市議と島
ぐるみのスタン
ディング 4/28

日本共産党沖縄県議団 ニシメ純恵

電話 870-8575

2021年5月 無料相談事務所 浦添市宮城 6-11-2-2階

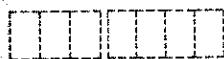
郵便はがき



浦添市勢理客



様



インクジェット紙

沖縄 激化する米軍の訓練、 危険な米軍基地の強化

——復帰五〇年。基地のない平和な沖縄が県民の願い



渡久地 修

(共産党沖縄県議団長)

渡久地 修 県議会報告

沖縄 激化する米軍の訓練、 危険な米軍基地の強化

——復帰五〇年。基地のない平和な沖縄が県民の願い

渡久地 修（共産党沖縄県議団長）

1 機能強化が進む沖縄の米軍基地

□日常化する米軍の低空飛行・夜間飛行訓練

沖縄が日本に復帰して来年は五〇年目の節目の年を迎える。しかし、沖縄では今、県民が復帰に託した「基地のない平和な沖縄」という願いに反し、あらたな米軍基地の機能強化と自衛隊基地の強化が進められ、安倍政権、菅政権のもとで加速してきます。

沖縄では、日常的なMV22オスプレイやCH53大型ヘリコプター等の低空飛行訓練、夜間飛行訓練などが行われ、CV22オスプレイ、F35垂直離着陸機などの外来機の飛来訓練も相次いでいます。加えて、二〇二〇年一二月から、座間味村、渡嘉敷村、国頭村、名護市、本部町、金武町、大宜味村、恩納村、読谷

村、東村などの県内各地で、MC—130特殊作戦機とみられる米軍機の低空飛行訓練が頻繁に目撃されるようになっています。同機の主たる任務は、「敵地での特殊部隊の潜入・退去・補給、捜索救難活動の支援、心理作戦」とされ、敵基地への侵略を任務としています。今年の一月六日には、慶良間諸島の座間味村、渡嘉敷村では五機が低空飛行するのが目撃されています。

座間味島の写真家は、「以前から行われていたが、最近はひどくなっている。座間味島、阿嘉島の間の内海には小さな無人島もありダイビング、カヤックなどの多くの人のレクリエーションスポットになつていて。そこをものすごく低く飛んでいく。島の標高四四メートルの標識より低く飛ぶこともある。二年前には、クジラの撮影をしているときに自分に向かって飛んできた。標的にされているようで怖かった」と語っています。宮平喜文座間味村議は、「米

軍ヘリの低空飛行訓練も頻繁に行われている。先月三月の米軍機の低空飛行訓練は、高度五〇㍍もないと思う。許せないのは島の足であるフェリーの航路上を飛んでいたことだ。前日に赤嶺政賛衆院議員が国会でこの問題を追及した翌日だのに平気で飛んでいる。国会や県議会でこれだけ問題になつていては米軍には伝わっていないのか」と怒りを表明しています。渡嘉敷島の農業を営む男性は、「渡嘉敷島と城島の間の海上を標高一〇〇メートルもない城島よりも低く飛んで行った。プロペラ機で三月は多いときで五～六機編隊で低空飛行していた。これまで低空飛行を見たことはなく異常だ。海上だが航路であり危険だ」と語っています。本島北部東村高江の標高約一三〇メートルの展望台から低空飛行訓練を目撃した平和委員会の男性は、「二年前だつたが、自分の眼下、立つてある足の下を海岸線に沿つて蛇行して飛行していった。驚きだつた」と報告しています。

また、岩国に移転したとしているKC-130空中給油機が沖縄での飛行訓練を繰り返し、嘉手納飛行場と普天間飛行場の離着陸回数は、沖縄防衛局の調査によると、両飛行場の合計で二〇一八年は一〇七二回、二〇一九年は一〇二五回、二〇二〇年は一〇一九回で、三年連続で一〇〇〇回を超えていきます。

このことに関して、二〇一七年四月の米政府監査院（GAO）の報告書では、「移転した海兵隊部隊の訓練要件にかなう訓練地が岩国近隣にないため、結果として部隊が沖縄に戻っている」と記載しています。

□ 横行する米軍の区域外の訓練、 やりたい放題許す日本政府

日本及びその周辺における米軍の訓練水域は四六

力所（約七万七〇〇〇㎢）あり、そのうち、沖縄県及びその周辺には二七カ所（約五万五〇〇〇㎢）、米軍の訓練空域は日本及びその周辺に二八カ所（面積不明）あり、そのうち、沖縄周辺には二〇カ所（約九万五〇〇〇㎢）それぞれ設定されています。陸地だけでなく、広大な海も空も米軍に支配されているきわめて異常な実態です。それだけではありません。近年はそれに加えて、訓練空域以外にも米軍が勝手に臨時訓練空域「アルトラブ（ALT RV）」を設定し、民間機の飛行を制限して訓練を強行しています。その広さは既存の訓練空域より六割広がっています。米軍のやりたい放題は歯止めがきかない状態になっています。

今回目撃された米軍の低空飛行訓練はいずれも訓練区域外です。日本政府は、一九七九年の答弁書では「合衆国軍隊の使用に供するため、施設区域が提供されているわけであるから、同軍隊が本来施設区

域内で行うことを見越されている活動を施設区域外で行うことは同協定の予想しないところである」と答弁しています。また、一九八三年一二月に外務省

が作成した機密文書「日米地位協定の考え方・増補版」では、「このような活動はあくまでも例外的なものであると考えるべきであり、これが歯止めなく広がることは阻止する必要がある」、「米軍の軍隊としての活動が施設・区域外で無制限に行われれば、我が国の社会秩序に大きな影響が与えられる」、「米

軍の軍隊としての活動は、施設・区域内に限られるべきである」と書いています。このような従来の政府見解をもなし崩しにして米軍のやりたい放題を許す日本政府の態度は情けないとしか言いようがありません。

□新たに配備される米軍部隊、一体化する自衛隊

このような低空飛行訓練などの激化の背景には、

アジア、世界をにらんだ沖縄の基地強化が戦争法「安保法制」の下で急速に進められている実態が浮かび上がってきます。

二〇二〇年三月、米海兵隊は「フォースデザイン2030」を公表しました。そこでは、従来の地上部隊・航空部隊を大幅に減らして、ミサイル部隊や電子戦・無人機などを大幅に増やす計画です。この計画が沖縄にどのような影響を与えるか、現時点では明らかではありませんが、海兵隊は二〇二七年までに、中国沿岸部での作戦を念頭に置いた海兵沿岸連隊を新たに沖縄に配備する計画です。米本土の海兵隊を削減する一方、沖縄は増強される危険が高まっています。「フォースデザイン2030」の具体化として、海兵隊の「遠征前方基地作戦」の展開も明らかになっています。この動きに呼応するかのように、伊江島補助飛行場では同作戦の訓練が繰り返され、MV22オスプレイや最新鋭戦闘機F35など

垂直離着陸機の運用のための滑走路の大幅改修が行われています。

（略）

一〇二〇年九月には、浦添市のキャンプキンザーに「第16宇宙軍」の部隊、一一月には「第3上陸支援大隊」が配置されました。空軍嘉手納基地には格納庫や整備施設などが新設されました。

一〇二一年三月、在沖海兵隊は「遠征前方基地作戦」として、伊江島補助飛行場で島しょ部に素早く部隊を展開、攻撃拠点を確保する訓練も行われています。

日本の防衛大臣らが相次いで「敵基地攻撃能力の獲得」を表明し、宮古島、八重山島では、地元の反対を押し切って自衛隊基地の建設、配備を強行し、二〇二一年三月には、航空自衛隊が米軍嘉手納基地内で初めて地対空誘導弾パトリオット（PAC3）

の機動展開訓練を実施しました。米軍キャンプシュワブ、辺野古新基地への自衛隊の「水陸機動団」の配備計画も明らかになりました。

一九九八年の米政府監査院（GAO）のレポートは、「那覇国際空港が米軍航空機の緊急着陸帯として使用可能」と報告し、二〇一七年の当時の日本の防衛大臣が、「緊急時の民間施設の使用の改善を含む返還条件が満たされなければ普天間基地は返還されないことになる」と国会で答弁しました。これらの米軍と自衛隊の一連の動きをつなぎ合わせると、奄美の自衛隊基地、米軍の伊江島飛行場、北部訓練場、辺野古新基地、嘉手納飛行場、普天間基地、有事の際の那覇空港、宮古・八重山の自衛隊基地を結んだ、米軍と日本の自衛隊が一体となつた中国の海進出に対抗したミサイル基地及び「前方基地作戦」として沖縄の危険な基地の強化が進められていることが明らかになってきます。

□ 県議会で中国への抗議、

問題の冷静な解決求める意見書を全会一致で

今、中国は尖閣諸島周辺での領海侵犯を繰り返し中国海警局の武器使用や臨検などを認めた海警法を施行するなど力によつて現状変更の圧力を強めています。この中国の覇権主義的な行動は断じて容認できません。同時に、中国の尖閣諸島領海侵犯などを口実にした軍事には軍事で対応する軍事力強化の方向は、紛争の危険と沖縄が再び戦争に巻き込まれる危険につながりかねず許してはなりません。

このような沖縄の基地機能強化について玉城デニー知事は、県議会での私の代表質問に対しても、「フォースデザイン2030は海兵隊、海兵沿岸連隊の創設や遠征軍の遠征前方基地の作戦など、海兵隊の再編計画による米軍基地機能の強化、そして併

せて自衛隊基地への中距離弾道ミサイル配備などによる基地負担の増加があつてはならない」と答弁しました。沖縄県議会も二〇二一年三月三〇日、「県民の生命・財産を守る立場から、海洋法に関する国際連合条約に違反する海警法の制定及び中華人民共和国による日本漁船への度重なる威圧行為に対し強く抗議するとともに、尖閣諸島が歴史的にも国際的にも日本の領土であることを堂々と主張し、平成二六年一一月七日の『日中関係改善に向けた話し合い』の合意事項を尊重しながら、日中双方が対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発生を回避する等、冷静かつ平和的な外交によって相互信頼関係の構築に努め、尖閣諸島に係る問題の解決に取り組むことを強く要請する」との日本政府宛の意見書と同趣旨の中国政府への抗議決議を全会一致で決しました。

中国、アメリカという大国のどちらにも従属する

ことなく、軍事的対応ではなく、日本として平和的な話し合いの外交で解決することが今こそ求められています。

2 航空特例法の廃止、

日米地位協定の抜本改定を

□ 低空飛行訓練に県議会も厳しく抗議

沖縄県は、相次ぐ米軍の低空飛行について、一月二〇日及び二月一七日に謝花喜一郎副知事が外務省特命全権大使沖縄担当及び沖縄防衛局長を県庁に呼び抗議・要請を行い、二月一九日には玉城知事が岸信夫防衛大臣に対し、謝花副知事からは外務省北米局長に対し、口頭で提供施設区域外における訓練を一切実施しないことなどを要請しています。今回の低空飛行について、謝花副知事は「一つ目の問題は提供施設区域外での飛行訓練だということだ」「も

う一つは飛行高度の問題だ。民間機であれば違法になる」と厳しく抗議しています。県議会も二度にわたり、低空飛行の即時中止、日本の航空法の適用、日米地位協定の抜本改定を求めて意見書と抗議決議を全会一致で可決しました。

菅義偉首相は二月一七日の国会答弁で、「米軍の飛行訓練は、日米安全保障条約の目的達成のため重要」と答弁し、沖縄防衛局は日本共産党県議団の抗議に対して「米軍の飛行訓練はパイロットの技能の維持向上のために必要不可欠だ」、区域外の飛行訓練については「安保条約の目的達成のためにには排除されるものではない」と米軍いなりの姿勢に終始しました。沖縄でも全国でも米軍が好き勝手に日本の空を、わが物顔に爆音を轟かせて飛行訓練しているのは、日本政府がそのような姿勢だからです。

□ 米軍機を国内法の適用除外、特権を与える日本

日本政府が止めきれない根本原因は日米安保条約及び日米地位協定にあります。日本には航空法という法律があります。この法律の第六章では航空機の運航について定められています。夜間の飛行の際の灯火、事故発生時の報告義務、飛行禁止区域での飛行禁止、最低安全高度以下での飛行禁止、粗暴な操縦の禁止、落下傘降下禁止などが定められています。

航空法施行規則で、最低安全高度について、人または家屋の密集している地域の上空では、最も高い障害物の上端から三〇〇メートルの高度と、人または家屋のない地域の上空では、一五〇メートルの高度以下で飛行してはならないと定めています。しかし、日本が「独立」したあとも、ずっと日本政府・自民党政権が米軍に対して日本の法律を適用しないさまざまの特権を、日米安保条約と、そのもとにある日米地位協定で与え続けてきています。米軍機に

関しては、「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」（一九五二年施行）で、「航空法第六章の規定は、政令で定めるものを除き、適用しない」と、まるまる適用除外としているのです。それによって米軍が学校や病院など民間地域の上空を低空飛行し、訓練しても、日本政府は止めることができないのです。

□ 国内法を適用、主権を確立する各国

米軍基地を引き受けている他の国はどうでしょうか。これまで沖縄県と県議会も日米地位協定の抜本改定のための調査などを精力的に行い全国的な世論に広げる取り組みを行つてきました。

沖縄県は、日本と同様に米軍基地を置いている欧州などの地位協定について独自に調査してきました。外国軍機の低空飛行については、ドイツでは「低

空飛行に関してドイツ軍の規則に詳細に規定されており、米軍も従わなければならない」、イタリアでは「一九九八年に発生した米軍機によるロープウエイ切断事故を受けて低空飛行の高度制限や時間制限などについて大幅に規制強化されている」、ベルギーでは「一九九〇年に国内の飛行規制を改正し、外国軍機による低空飛行を禁止している」、イギリスでは「英國国防省による書面での承認が与えられる場合を除き、英国外を拠点とする米軍航空乗務員による低空飛行は禁止されている」と調査報告書には書かれています。米国との地位協定については、二〇二〇年二月の私の代表質問に知事公室長は「県が調査したヨーロッパ四カ国では、各國が国内法を米軍にも適用し、空域を自國で管理することなどにより、米軍の活動をコントロールし、自國の主権を確立していました。また、国内法の適用や空域の管理は、オーストラリアやフィリピンにおいても同様の状況でした。これに対し、我が国では米軍に原則

として国内法が適用されず、訓練や演習を規制できないだけではなく、一都九県にも及ぶ広大な横田空域を米軍の管理とするなど、他国の状況とは大きな違いがあります。同じ主権国家として、我が国においても米軍に国内法を適用し、空域を自國の管理とすることなどを強く求めていく必要がある」と答弁しています。沖縄県の調査でも、米軍のやりたい放題を許しているのは日本だけだということが明らかになっています。

二〇一九年一月、沖縄県議会総務企画委員会（渡久地修委員長、当時）も、地位協定問題について第二次世界大戦の敗戦国であり、日本と同様に米軍基地を置いているドイツとイタリアを視察調査してきました。ドイツではラムシュタイン・ミーゼンバッハのヘヒラー市長から、ドイツの航空法が米軍にも適用されていること、夜間飛行は制限され、日常的な飛行回数も制限されていること等を伺いました。

た。イタリアでは、レオナルド・トリカリコ元NATO第5戦術空軍司令官、ランベルト・ディーニ元首相と面談、意見交換しました。イタリアでは、一九九八年に米軍機がロープウエイを切断して「〇人が死亡し、パイロットが無罪になつた事件を受け、「低空飛行はイタリアではさせない」とアメリカに強く迫つて地位協定を改定させた経緯を伺いました。「イタリアにもアメリカ軍の基地はたくさんあるが、彼らに勝手なことはさせない。なぜなら、ここはイタリアだからだ」と主権者意識を貫いていることに日本との一番の違いを感じました（ブックレット『日米地位協定・沖縄からの告発』安保破棄実行委員会参照）。

これまで意見書を全会一致で決議してきましたが、二〇一八年二月一日には、「日米地位協定を抜本的に改定すること。特に『日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律』を廃止し、日本の航空法を遵守すること」を新たに明記しました。

全国知事会も、翁長雄志県知事の粘り強い働きかけによって、全国知事会の中に日米地位協定に関する研究会が設置され、二〇一八年七月二七日に全国知事会として初めて日米地位協定を抜本的に見直すなどの「米軍基地に関する提言」を全会一致で採択し政府に提出しました。

この提言では「米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面がある」「日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、補足協定

□ 全国知事会の日米地位協定の抜本的改定を求める提言

日米地位協定の抜本改定について、沖縄県議会は

等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入り権がないなど、我が国に

とつて依然として十分とは言えない現況である」と指摘し、「日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」などを求めました。

これは、安保条約締結後の日本の政治史の中でも特筆すべきことではないでしょうか。米軍機の低空飛行などが全国各地で激しくなるとともに、首都東京での米軍機の低空飛行や横田空域の問題も取り上げられるようになる状況の下で、この全国知事会の提言の実現を政府に迫っていくことが全国民的な課題になっています。

3 辺野古新基地をめぐる新たな局面に

安倍・菅政権は辺野古新基地建設を県民の反対を押し切って強行していますが政府の思い通りには進んでいません。大浦湾の九〇メートルの海底にマヨネーズのような超軟弱地盤、断層があることも、県民のたたかいによつて政府もとうとう認めました。九〇メートル海底の軟弱地盤改良のための工事は技術的にも不可能といわれています。完成しても地盤沈下などによつて飛行場としては使いものにならないと専門家からも指摘されています。政府の当初計画では、工費も約二〇〇〇億円で二〇一二年完成としていましたが、軟弱地盤などの設計変更で、工費も政府の試算でも約九三〇〇億円になり、完成も二〇三〇年代以降になると公表しました。沖縄県が先に独自に試算した工費は二兆五五〇〇億円に膨れ上がっています。政府は沖縄県に対して辺野古埋立承認申請の設計変更を申請しましたが、玉城デニー

知事は承認しない方針です。

普天間基地の一日も早い危険性除去と言ひながら、返還合意からすでに二五年間も普天間基地が固定化され、さらに一二年以上も固定化され続けられることになつてしまします。普天間基地の危険性除去のためにも、「辺野古移設が唯一」という呪縛を取り払い、辺野古新基地を断念し、直ちに同基地を即時運用停止、閉鎖・撤去することこそが一番の現実的方法なのです。

□ 戰没者の血、遺骨混じる土砂を新基地埋め立てに
辺野古新基地の埋め立て工事について、政府・防衛局は、現行計画では二〇六二万³m³の埋め立て土砂総量のうち七割を佐賀、長崎、熊本、鹿児島等の九州や本土から調達し、県内からは名護市、国頭村、本部町の本島北部地区から六七〇万³m³を調達す

るとしていました。しかし、防衛省沖縄防衛局が提出した設計変更申請書では、県内での調達可能量が六七〇万³m³から四四七六万三〇〇〇〇³m³へと六・七倍に大幅に変更されています。採取場所も本島北部地区に加え、うるま市（宮城島）、糸満市、八重瀬町、石垣市、宮古島市、南大東村と明記し、そのうち、沖縄本島南部地区の糸満市、八重瀬町から七割に当たる約三一五九万六〇〇〇³m³採取するとしています。

沖縄本島南部地区と言えば、あらゆる地獄を集めたといわれた悲惨な沖縄戦で、多くの一般住民が逃げまどい命が奪われた場所です。沖縄戦では県民四人に一人を含む二〇万人余の命が奪われました。日本軍第三二軍は「軍民共生共死」を合言葉に住民を根こそぎ戦争に動員するとともに、首里の司令部壕から住民が避難している南部地域に退去を行つた結果、住民と軍隊が混在した修羅場の戦場と化したの

です。そこでは、壕に避難している住民が日本兵に壕から追い出されたり、住民虐殺なども起こっています。

戦後、収容所から糸満地区に移動、集結を命じられた真和志村民が目にしたのは累々と横たわる住民の遺体でした。「あのころ、摩文仁の野は戦火に赤黒く焼け焦げ、山ハダはえぐられて一点の緑も残されていなかつた。硝煙のにおいのこもる土の上に、

「自身も二人の娘さんを亡くし遺骨収集に当たつた當時の真和志村長夫人の金城フミさんは「風雨に曝されたままの遺体は、石垣のそばにも、洞窟の中にも、道端にも、畑の中にも、いたるところに散乱していました。私たちはその一体一体を鄭重に拾いました。」海岸近くのアダンの中に、一家全員（五、六名）が一緒にになつて散華した御遺体を発見した時は、さすがに納骨隊の方々も手をつけることができず、

ただ顔を見合させて立つてゐるだけでした。わたしは思い切つてアダンの中に足をふみ入れて、遺体に手を合わせました。……母の手をしつかりと握ったままの小さい女の子や、学用鞄を肩から下げていた男の子の痛ましい姿が、今でもはつきり目に映じてきます。後でこの御遺体が、喜屋武村の収入役一家であつたことが判明しました」と証言しています(金城和彦著『嗚呼沖縄戦の学徒隊』、原書房)。

このようにして建立されたのが「魂魄の塔」「ひめゆりの塔」「健児の塔」等なのです。「魂魄の塔」には、約三万五〇〇〇柱が納められています。摩文仁にある平和の礎には、沖縄戦で犠牲になつた住民、兵士など国籍を問わず二四万一五九三人（二〇二〇年六月現在）が刻銘されています。沖縄県は、一九七四年一〇月二一日、戦没者の靈を慰めるために、「我が県が、第二次世界大戦において多くの尊い生命、財産及び文化的遺産を失つた冷厳な歴史的

事実にかんがみ、これを厳粛に受けとめ、戦争による惨禍が再び起ることのないよう、人類普遍の願いである恒久の平和を希求するとともに戦没者の靈を慰めるため、慰靈の日を定める」と「沖縄県慰靈の日を定める条例」を制定したのです。また、この南部地域は、一九六五年に「第二次大戦における日米両国の激戦地として知られている本島南部の戦跡を保護することにより、戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、二〇万余りの戦没者の靈を慰める」目的で我が国唯一の戦跡国定公園に指定されたのです。

このような一般住民を含む戦没者の血が染み込み、遺骨の混じっている可能性のある土砂を、菅政権は、ことあるごとに戦争のための辺野古新基地建設の埋立土砂にしようとしています。

二〇一五年七月に県議会で議員提案による「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵

入防止に関する条例」を賛成多数で可決・制定しました。この条例では、特定外来生物の混入する恐れのある土砂は持ち込めないとして事業者にそれを防ぐ対策を義務付けたものでした。今回の政府防衛省の県内調達について、政府関係者の話として「県政与党主導の県外土砂条例により県内での土砂調達を余儀なくされた。南部の土砂問題は県政へのブームランだ」「自業自得だ」と突き放したと報道されました。まさに、沖縄県民をあざけり人道にもとる菅政権の実態を示した象徴的な事例です。

□ 人道に反する菅政権へ沸騰する県民の怒り

かつて小渕恵三内閣の官房長官を務めた当時の野中広務・元自民党幹事長は、一九九七年四月、衆院本会議の「沖縄駐留軍特措法改正案」の特別委員長としての審議報告で、「この法律が沖縄を軍靴で踏みにじる結果にならぬように。……国会の審議が再

び大政翼賛会的にならないように、若い人にお願いしたい」と述べています。

それに比べて、今の安倍政権、菅政権の対応はどうでしょうか。二〇一四年、翁長雄志県知事が当選して四ヶ月間、安倍政権は面会を拒否し続けました。初めて翁長知事と面談した当時の菅官房長官は、翁長雄志知事が沖縄県民の戦後の苦難の歴史を述べたことに対して、「私は戦後生まれだから、歴史を持ち出されても困る」「私自身にとつては（普天間飛行場の県内移設の最終報告の）日米合意が原点」と述べ、会談後の記者会見でも、「辺野古に移すことが私のすべて」と述べたのです。

いく安倍・菅政権の強権政治は際立っています。その根底にあるのは、先の戦争への無反省、アメリカ追従という自民党政治の忠実な実行者としての姿です。少なくとも先の戦争への反省と沖縄県民の苦難の歴史への思いを述べていたかつての自民党的政治家と比べても、現在の安倍・菅政権と自民党政治の右傾化と劣化が進行しているのが見て取れる思いがします。

辺野古新基地建設反対の翁長雄志県知事が当選しても、玉城デニー知事が当選しても、辺野古埋立ての賛否を問う県民投票で七一%の県民が反対しても、県民の民意を押しつぶして基地建設を强行したことに対しても、「私は戦後生まれだから、歴史を持ち出されても困る」「私自身にとつては（普天間飛行場の県内移設の最終報告の）日米合意が原点」と述べ、会談後の記者会見でも、「辺野古に移すこと

このような人道に反する菅政権のやり方に、「戦没者を冒涜するもの」「戦没者を二度殺すようなもの」「辺野古新基地に反対、賛成以前の問題で、人間のやることではない。人道に反する行為だ」という怒りの声が県民の間で沸騰しています。長年の遺骨収集のボランティア活動をしてきたガマフヤーの具志堅隆松さんは、遺骨の混じった土砂を戦争のための基地の埋立てに使うのは許せないと採取の断念を求めてハンガーストライキを決行しました。断念

を求める声は党派を超えて全県、全国、米国へも広がり、沖縄県議会は、四月一五日に、「悲惨な沖縄

戦の戦没者遺骨の混入した土砂を埋立てに使用しないこと」を求める意見書を全会一致で可決し、県内市町村議会も次々と断念を求める意見書を採択しています。豊見城の農業青年は市議会が意見書を否決したことには「戦没者に対する思いというのをなぜ市議会の方々は思いを馳せないのかなどすごく残念で、自分たちが立ち上がりなければ」と市役所前で座り込み行動を行い、四〇〇〇筆の署名を集めて市議会へ全会一致の可決を求めました。

翁長雄志前知事は、生前「ウチナーンチュ ウセーラッテー ナイビランドー（沖縄県民、馬鹿にされてしまなりませんよー）」「マキテー ナイビランドー（負けてはなりませんよー）」と命をかけて叫び続けましたが、「戦没者を冒涜する」菅政権の横暴は、県民の怒りの炎に油を注ぐ結果となっています。

4 粘り強い働きかけで米国でも変化が

翁長雄志知事は二〇一五年五月、一六年五月、一七年一月、一八年三月と訪米、玉城デニー知事も二〇一八年一一月、一九年一〇月に訪米行動を展開し、米国政府、議会関係者等に直接面談し辺野古新基地断念と普天間基地の返還を訴えてきました。オール沖縄会議、島ぐるみ会議も数度にわたる訪米行動を行い、私自身も二〇一五年には翁長知事を支える訪米団の団長として、二〇一九年には与党県議団の訪米団長として渡米するなど四回の訪米行動を行ってきました。二〇一九年一一月の訪米行動では、ニューヨークの国連事務所で中満泉国連事務次長らと面談・意見交換を行い、ワシントンでは、国務省・日本部長代行、国防部・日本副部長と面談し、米大統領、国務長官、国防長官、上院議長宛の県議会決議を手交し「県民投票で七一・七%の県民が辺野古埋立て反対の民意を示している。アメリカはこれを

無視するのか。軟弱地盤の存在で工事は不可能ではないか」などと指摘しました。米側は「米軍基地の

再編は中央政府との問題である」と述べましたが、「県民のみなさんが懸念していることは承知している」と県民投票の民意を正面から否定することはできませんでした。

米議会では、一六人の議員本人や補佐官らと面談しました。ペロシ下院議長の補佐官には「県民の民意を尊重すること。軟弱地盤のことや工事費が膨れ上がつていること等を国務省、国防省、政府監査院に問い合わせ確認し、下院議長として再検証するよう求めてほしい」と訴えました。ペロシ下院議長は、その後の取材に「民意の尊重は民主主義の基本であり、政治家としての義務だ」と述べています。最初の訪米行動時に比べて、沖縄県民の反対運動や県民の民意などについての認識が広がっていることを実感しました。

□ 米側の相次ぐ懸念、困難さの指摘

二〇一〇年六月二三日、米国議会下院の二〇一一年度国防権限法案、即応力小委員会は、「沖縄県、普天間代替施設」について、「軍事委員会は、沖縄県北部の辺野古で現在継続中の普天間代替施設の開発を懸念する。軍事委員会はこのプロジェクトに悪影響を及ぼす可能性がある大浦湾の海底での地震の可能性及び不安定性に対する懸念が高まってきたことを指摘する。さらに、軍事委員会は、二本の活断層と五〇メートルの深海が建設予定地の近くに存在することに注意を促したい。加えて、委員会は、海底の調査が実施された結果、地質学者らがこの開発計画の推進を困難にする問題を特定したものと認識している」と四点の懸念事項を指摘し、建設予定地地下のN値の検証結果を含む海底の詳細な状況などを五点について報告書の提出を指示しました。この権限法は結果的には上院で否決され採用されませんでした。